

岐阜県公報

号外(一) 令和元年六月五日

告示

岐阜県告示第四十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和元年六月五日

岐阜県知事 古田 肇

目次

告示

家畜伝染病の発生	(家畜防疫対策課)	一
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定		一
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定	(同)	一
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定	(同)	二

一 家畜伝染病の種類

豚コレラ

二 家畜の種類

豚

三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数

疑似患畜 十三頭

四 発生場所

山県市

五 発生年月日

令和元年六月五日

岐阜県告示第四十五号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

令和元年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚及びいのしし

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

山県市相戸、青波、片原、葛原、笹賀、田栗、谷合、椿、出戸、徳永及び日永

2 移出を禁止する区域

関市洞戸市場、洞戸片、洞戸菅谷及び洞戸通元寺並びに山県市円原、大桑、柿野、掛、神崎、佐野、富永、平井及び船越

岐阜県告示第四十六号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。）第三条の規定により、家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

令和元年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚

二 指定区域

岐阜市寺田、中津川市落合、海津市平田町岡並びに揖斐郡揖斐川町谷汲名礼

令和元年六月五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社